

「横浜市地震防災市民憲章（仮称）」の素案について

東日本大震災により明らかになった自助・共助の大切さを、広く市民の皆様の共通認識としていただくため、また、それが世代を超えて引き継がれることを願って、地震防災に関する市民憲章を策定することとし、本年6月から、市民や有識者などによる市民検討会を設置し、検討を進めてまいりました。このたび、憲章素案がまとまりましたので、ご報告いたします。

1 検討会委員

(順不同)

・関西学院大学教授	室崎 益輝氏【座長】		
・横浜市町内会連合会	井上 俊之助氏	・横浜市港北消防団 相談役	嶋村 尚美氏
・横浜商工会議所副会頭	野並 直文氏	・横浜市立大学教授	佐藤 響子氏
・横浜市 PTA 連絡協議会会長	栗原 秀泰氏	・NPO I Love つづき 理事長	岩室 晶子氏
・(公財)横浜市男女共同参画推進協会		・横浜市社会福祉協議会	
	理事 納米 恵美子氏	経営改革室長	小嶋 正夫氏
・NHK 解説主幹	山崎 登氏	・横浜市 危機管理監	立花 正人

2 検討会の経緯

第1回市民検討会	平成24年6月22日
<p>■ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 憲章作成の目的、範囲 ・ スケジュール ・ 各委員の自助・共助の考え方、憲章に盛り込みたい内容 <p>■ 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民意見募集を素案前と後に2度行う。 ・ 憲章の目的は、減災のために自助・共助の考え方を市民の皆様に浸透させていくこととし、従って範囲も自助・共助とする。(公助は含まない) ・ 9月中旬までに素案を作成し、2回目の市民意見募集を行った上で、11月までに案をまとめる。 	

第2回市民検討会	平成24年7月17日
<p>■ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 憲章に盛り込みたい内容 ・ 憲章の形式について ・ 他都市における市民憲章とその特徴等について <p>■ 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各委員の意見と1回目の市民意見募集で寄せられた意見を合わせて、次回は素案をまとめる。 ・ 事務局において次回までにたたき台として複数案を用意する。 	

第3回市民検討会	平成24年8月24日
<p>■ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たたき台2案（一般的なものと、ストーリー性があるもの）について比較検討 ・憲章の名称、サブタイトル <p>■ 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形式は、ストーリー性があるものとする。 ・名称は「よこはま地震防災市民憲章」とする。 ・市民意見募集に向けて、最終的な文言の整理は座長に一任する。 	

3 市民意見募集

第1回市民意見募集	平成24年7月13日～同年8月10日
<p>■ 募集内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あなたが憲章に盛り込みたい自助・共助についての考え ・あなたが憲章に盛り込みたいキーワード ・あなたが憲章に期待すること <p>■ 応募人数 7名</p> <p>■ いただいた意見 27件</p>	

4 憲章の概要（市民検討会の議論から）

(1) 策定の目的

東日本大震災で改めてその重要性が認識された「自助・共助」の重要性を市民の皆様の共通認識としていただき、それを将来に引き継いでいただくために策定する。

(2) 対象とする範囲

上記目的に照らし、「自助・共助」とする。（「公助」は除く）

(3) 内容等

市民の印象に残るようにメッセージ性のあるものとする。また、発災時に具体的に役立つ内容とする。更に横浜らしさを持ったものとする。

(4) その他

市民意見募集で寄せられた意見、キーワード等を出来るだけ盛り込むこととする。

5 今後の予定

24年12月～25年1月	憲章素案について第2回市民意見募集
1月	第4回市民検討会開催（最終回）
1月～3月	憲章を題材とした小中学生ポスター展、防災川柳展
2月～3月	平成25年第1回市会定例会報告

《別紙1》 第1回市民意見募集における意見

《別紙2》 憲章素案

《別紙3》 とくしま地震防災県民憲章

《別紙4》 一般的な市民憲章の例

第 1 回市民意見募集における意見

* 下線は、憲章素案に反映した意見やキーワード

【盛り込みたい自助・共助についての考え】

- 1 大震災では、高齢者や障がい者、妊産婦などの弱者が特に危険にさらされ、避難生活では女性が苦勞します。自助・共助の根底に、暮らしの視点、人権への配慮、女性が防災活動でリーダーシップを発揮できるなどの環境づくりが大切です。
- 2 自分の身は自分で守るという「自助」に重点を置いた憲章にすべきです。地域のつながりの重視はいいことですが、盛り込んでも絵に描いた餅になるので、自助に重点を置いたうえでそれを共助・公助で補うという大都市横浜の実情にあったものにすべきです。
- 3 発災時の状況のイメージと備えをどこまでできるかにより、人命を守ることにつながることを前提に作成してください。
- 4 横浜の特色である「地域防災拠点」のあり方を示してください。
- 5 自宅以外の生活の場でも、自助を行う心構えを持ちます。
- 6 自助・共助は日本の伝統であり文化です。個人主義・利己主義の生活・思想を反省する必要があります。
- 7 自分で自分を守れない人がいることを忘れないでください。
- 8 家の耐震化への行政からの喚起をすべき、だから在宅避難者への対応は必至です。
- 9 関東大震災の記憶を冒頭で謳ってください。
- 10 子どもたちの避難所運営参加など地域へのつながりを学校を中心にしてつくってください。
- 11 防災訓練は小さなテーマでいいから頻繁にやるほうが良い。気楽のためになり、防災が日常の延長となるような仕掛けがあると良い。
- 12 防災の基本はやはり自助です。
- 13 隣近所で助け合うことの大切さは盛り込まれるでしょうが、共助の表現の中に「互助」「互恵」の精神が生かされるような記述が必要です。

【盛り込みたいキーワード】

- 14 「くらしの視点が入った支援」
- 15 「人権に配慮した防災対策・支援」
- 16 「男女がともに取り組む防災対策」
- 17 「命あるものすべての「いのちを守る」」
- 18 「防災・減災ステーションのある都市・横浜」
- 19 「横浜にいる人まるごとみんなが助け合える街」
- 20 「関東大震災の復興の記憶」
- 21 「地域のことをよく知る」
- 22 「人材ネットワークをつくる」
- 23 「一人ひとりの防災力の向上」
- 24 「自分の力を活かせる」

【その他期待すること】

- 25 憲章は防災力を高めるための動かぬ指針（羅針盤の北極星）になってほしい。
- 26 小学校で歌う横浜市歌のように、減災の考え方が浸透してほしい。
- 27 この憲章は減災への意識を共通認識として育てるための「スローガン」のようなものから、個々の具体的な対策ではなくアドバルーンのようなものと思います。



よこはま地震防災市民憲章

素案

～ 自らの命は自ら守る ～

ここ横浜は、かつて関東大震災に見舞われ、多くの犠牲者を出しました。
大地震は必ずやってきます。その時、行政からの支援はすぐには届きません。
私たち横浜市民は持ち前の市民力を発揮し、一人ひとりの備えと地域の絆で大地震を乗り越えるため、ここに憲章を定めます。

穏やかな日常。それを一瞬にして破壊する大地震。大地震はいつも突然やって来る。今日かもしれないし、明日かもしれない。

だから、私は自分に問いかける。地震への備えは十分だろうか。

大地震で生死を分けるのは、運・不運だけではない。また、自分で自分を守れない人がいることも忘れてはならない。私は、私自身と周りの大切な人たちの命を守りたい。

だから、私は考える。今、地震が来たら、どう行動しようかと。

避難生活は苦しいけれど、みんなが少しずつ我慢し、みんなが力を合わせれば必ず乗り越えられる。

だから、私は自分に言い聞かせる。周りのためにできることが私にも必ずあると。

東日本大震災から、私たちは多くのことを学んだ。頼みの行政も被災する。大地震から命を守り、困難を乗り越えるのは私たち自身。多くの犠牲者のためにも、このことを風化させてはならない。

だから、私は次世代に伝える。自助・共助の大切さを。

(備え)

- 1 少なくとも3日分の水、食料、トイレパックを備蓄しておきます。
- 2 自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておきます。
- 3 地域を知り、地域の中の隠れた危険を把握しておきます。
- 4 家族や大切な人との連絡方法をあらかじめ定めておきます。
- 5 地域防災拠点や広域避難場所、津波からの避難場所を確認しておきます。
- 6 家族ぐるみ、地域ぐるみで防災訓練に参加します。

(発災直後)

- 7 強い揺れを感じたら、命を守るためにその場に合った身の安全を図ります。
- 8 こわいのは火事、揺れが収まったらすみやかに火の始末を行います。
- 9 近所のお年寄りや障害者の安否を確認し、余震に気をつけながら安全な場所へ移動します。
- 10 避難する時は、ガスの元栓と電気のブレーカーを落とし、備蓄食料と常用薬を持って行きます。
- 11 断片的な情報しかない中でも、噂やデマに惑わされないよう常に冷静を保ちます。
- 12 強い揺れや長い揺れを感じたら、最悪の津波を想定し、ためらわず大声で周囲に知らせながら高いところへ避難します。

(避難生活)

- 13 地域防災拠点ではみんなが被災者。自分にできることを見つけて拠点運営に協力します。
- 14 避難者の半数は女性。積極的に拠点運営に参画し、女性の視点を活かします。
- 15 子どもたちの力も借りて、一緒に拠点運営を行います。
- 16 合言葉は「お互いさま」、拠点に集まるみんなの人権に配慮した拠点運営を行います。
- 17 消防団も拠点運営委員も同じ被災者。まずは感謝の言葉を伝えます。
- 18 「助けて」と言える勇気と、「助けて」に耳を傾けるやさしさを持ちます。

(自助・共助の推進)

- 19 あいさつを手始めに、いざという時に隣近所で助け合える関係をつくります。
- 20 地域で、隣近所で、家庭で防災・減災を学び合います。
- 21 子どもたちに、大地震から身を守るための知識と技術、そして助け合うことの大切さを教えます。
- 22 横浜はオープンな街、訪れている人みんなに分け隔てなく手を差し伸べます。
- 23 私たち横浜市民は、遠方の災害で被災した皆さんにもできる限りの支援をします。

とくしま
地震防災
県民憲章

とくしま地震防災県民憲章

私たちのふるさと「とくしま」は、遠い昔から100～150年の周期で発生している南海地震と津波により甚大な被害を受けてきました。

次の南海地震は、今世紀前半に高い確率で発生すると予測され、先の昭和南海地震をはるかに上回る被害の出ることが危惧されています。

私たちは、「南海地震発生時の死者ゼロ」の実現を目指しています。そのためには、

- 自らの生命・財産は自らで守るという「自助」
- 自分たちの地域は自分たちで
共に支え合うという「共助」
- 行政が地震や津波に強い
社会づくりを進めるという「公助」

それぞれが、役割を十分に果たすとともに、相互の密接な連携・協働が大切です。

私たちは、地震災害から尊い生命や貴重な財産を守るため、共に力を合わせ、一体となって地震防災対策に取り組むことを決意し、ここに、「とくしま地震防災県民憲章」を定めます。

南海地震に備えよう!(取り組み)

1

(個人)

一人ひとりが、地震防災について正しい知識と技能を身につけます。

- ◎地震と津波のしくみについてよく知りましょう。
- ◎地震防災の訓練や研修会に積極的に参加しましょう。
- ◎日頃から災害に対する備えを心がけましょう。
- ◎地域社会の一員として、どのような貢献ができるかを考えましょう。

2

(家庭)

家族みんなでわが家の地震防災対策について話し合い、実行します。

- ◎わが家の耐震診断や耐震補強を実施しましょう。
- ◎家のなかや周りを安全点検し、家具の転倒防止等を実施しましょう。
- ◎揺れの最中の行動や避難時の出火防止について話し合いましょう。
- ◎避難の場所と経路、家族の安否確認方法について話し合いましょう。
- ◎災害に備え、水・食料や非常用持出し品の準備をしましょう。

3

(地域)

地域みんなが参加する実践的な自主防災活動を行います。

- ◎地域の全世帯が参加した自主防災組織をつくりましょう。
- ◎災害時要援護者など地域の実状を把握し、効果的な自主防災活動を進めましょう。
- ◎防災リーダーが中心になって、勉強会や防災訓練を実施しましょう。
- ◎防災用資機材を整備しましょう。
- ◎近隣の自主防災組織と連携体制づくりを進めましょう。



4

(学校・事業所)

学校や事業所等で主体的な地震防災活動に取り組みます。

- ◎施設などの安全点検を実施し、適切な対策をとりましょう。
- ◎学校では、児童・生徒などに対する防災教育や避難訓練を実施しましょう。
- ◎事業所では、事業継続計画(BCP)等の防災計画を早期に策定し、実行しましょう。
- ◎地域や自治体の防災活動に積極的に協力しましょう。

5

(行政)

県や市町村は、総合的な地震防災計画を着実に推進します。

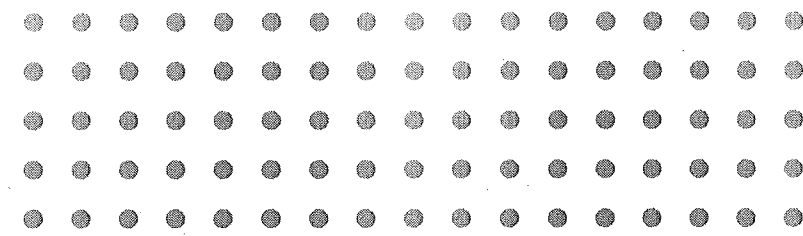
- ◎市町村は、地域に見合った防災対策を実施します。
- ◎県は、広域的な防災対策を実施するとともに、市町村等が行う防災業務を支援します。
- ◎県と市町村は、関係機関や他の自治体とよく協力をしていきます。

6

(社会)

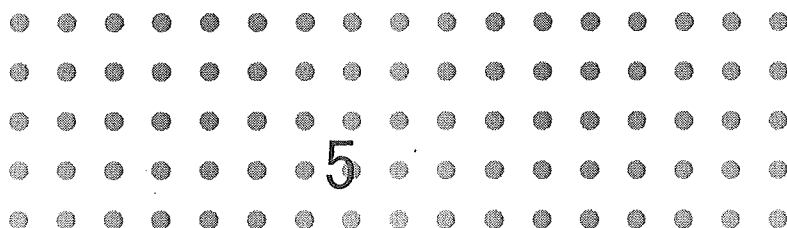
「地震に強いとくしま」づくりのため、自助・共助・公助の連携体制をつくります。

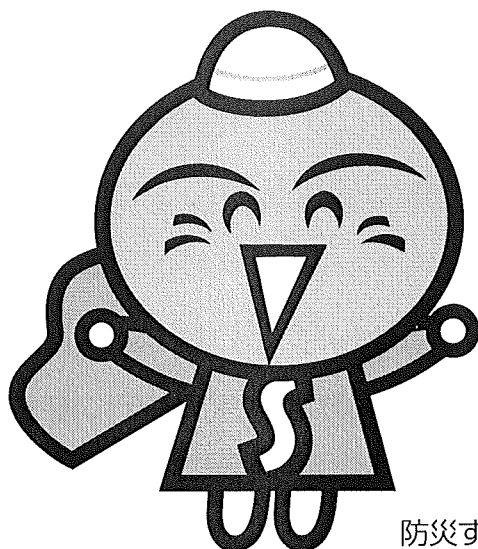
- ◎県民、事業者、行政などがそれぞれの役割に応じて、防災対策に取り組みましょう。
- ◎県民総ぐるみで南海地震に備えた県民運動を展開しましょう。



南海地震に備えよう!(合言葉)

- 1 一人ひとりが、地震防災について正しい知識と技能を身につけます。
- 2 家族みんなでわが家の地震防災対策について話し合い、実行します。
- 3 地域みんなが参加する実践的な自主防災活動を行います。
- 4 学校や事業所等で主体的な地震防災活動に取り組みます。
- 5 県や市町村は、総合的な地震防災計画を着実に推進します。
- 6 「地震に強いとくしま」づくりのため、自助・共助・公助の連携体制をつくります。





防災すだちくん

.....【とくしま防災メール】.....

あなたの携帯電話に「警報等」防災情報を配信!
徳島県の携帯電話ホームページ
「徳島ケータイ県庁」より登録できます。
利用規約、免責事項、内容説明をお読みの上、
ご利用ください。

「とくしま防災メール」登録画面(携帯版)

→<http://www.bousai.pref.tokushima.jp/bousaimailtop.html>

発行・編集

徳島県危機管理局南海地震対策課

TEL088-621-2281

FAX088-621-2849

E-mail:nankaijishintaisakuka@pref.tokushima.lg.jp
ホームページアドレス <http://ourtokushima.net/nankai/>

【一般的な憲章のスタイル例】

【札幌市民憲章】 [昭和38年11月3日制定、昭和61年6月6日一部改正]

わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です。

わたしたちの札幌市は、雄大な自然と、たくましい開拓精神をもってきずかれ、大きく発展しつづけている希望のまちです。わたしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、たがいのしあわせをねがい、よい市民となるため、ここに市民憲章をさだめます。

- 元気ではたらき、豊かなまちにしましょう。
- 空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。
- きまりをよくまもり、住みよいまちにしましょう。
- 未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょう。
- 世界とむすぶ高い文化のまちにしましょう。

【子どもを共に育む京都市民憲章】 [平成19年2月5日制定]

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況に常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

1. 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
1. 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
1. 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
1. 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。

【横須賀市民憲章】 [平成13年12月18日制定]

私たちの横須賀は、海と緑に恵まれた自然と世界に開かれた交流の歴史のもとで、魅力ある都市をめざし、常に新しいまちづくりに挑戦する気概を身につけてきました。

21世紀を迎え、私たちは中核市としての新たな出発を機に新しい時代の先駆けとしての意欲を持ち、市民、企業、行政が共に手を携え、郷土の歴史と文化を尊重し、さらに魅力あるまちづくりをすすめるためにこの憲章を定めます。

1. すべての国々や人々との交流を深め、国際社会に貢献します。
2. 海と緑の豊かな自然を守り、うるおいと活気のあるまちをつくります。
3. 子どもが健やかに育ち、だれもが生きがいを持てるまちをめざします。
4. お互いに助け合い、すべての人々が安心して生活できる地域社会を築きます。
5. 災害に強い、安全で暮らしやすいまちを実現します。